

目 次

津市条例

津市営浄化槽事業基金条例

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

住民票の職権消除に係る公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会臨時会の招集

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

津市公告

犬の抑留

道路位置指定

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市農業振興地域整備計画の変更

平成27年1月分津市農用地利用集積計画の決定

道路位置指定

犬の抑留

津市水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市選挙管理委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

農地等の権利移動にかかる下限面積「別段の面積」

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市営浄化槽事業基金条例をここに公布する。

平成27年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第2号

津市営浄化槽事業基金条例

(設置)

第1条 津市営浄化槽事業に係る下水道事業債等の償還の資金に充てるため、津市営浄化槽事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

津市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第3号

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市特別会計条例（平成18年津市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 津市営浄化槽事業特別会計 市営浄化槽事業
附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市告示第18号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成27年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1268883	平成26年10月1日	平成27年1月8日
0474437	平成26年10月1日	平成27年1月13日

津市告示第19号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成27年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
森田設備	津市一志町大仰 526番地7	平成27年1月22日

津市告示第20号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）第14条第1項の規定に基づき、平成27年度の津市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成27年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

市 営 住 宅 の 名 称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地1号館	33,500 円
白塚団地2号館	33,500 円
白塚団地3号館	33,800 円
白塚団地4号館	39,500 円
白塚団地5号館	40,200 円
一身田アパート1	39,200 円
一身田アパート2	39,200 円
上浜六丁目住宅	8,000 円
旭町CBアパート	13,300 円
下部田簡耐住宅	8,300 円
大井アパート	25,500 円
大井住宅 1	39,100 円
大井住宅 2	39,100 円
大井住宅 3	39,600 円
大井住宅 4	39,600 円
大井住宅 5	40,100 円
大井住宅 6	41,100 円
大井住宅 7	41,000 円
大井住宅 8	41,000 円
高洲町アパート1号館	15,500 円
高洲町アパート2号館	18,200 円
高洲町アパート3号館	23,500 円

高洲町アパート4号館	25,400 円
高洲町アパート5号館	25,400 円
高洲住宅 1	41,000 円
高洲住宅 2	41,000 円
高洲住宅 3	42,000 円
高洲住宅 4	41,900 円
新町2号館アパート	17,100 円
新町3号館アパート	15,100 円
新町4号館アパート	15,100 円
千鳥アパート	43,500 円
阿漕簡耐住宅	11,700 円
阿漕B住宅	9,600 円
阿漕C住宅	9,600 円
阿漕1号館アパート	14,200 円
阿漕2号館アパート	15,000 円
南阿漕1号館	28,600 円
南阿漕2号館	32,200 円
朝汐1号館アパート	12,100 円
朝汐2号館アパート	13,300 円
朝汐3号館アパート	13,800 円
藤水団地1号館	42,000 円
藤水団地2号館 1	40,300 円
藤水団地2号館 2	45,200 円
上弁財団地1号館	50,600 円
上弁財団地2号館 1	51,100 円
上弁財団地2号館 2	42,100 円
ぜにやま団地1号館	11,000 円
ぜにやま団地2号館	12,200 円
ぜにやま団地3号館	11,900 円
ぜにやま団地4号館	13,300 円
ぜにやま団地5号館	12,700 円
ぜにやま団地6号館	14,600 円
ぜにやま団地7号館	15,100 円

ぜにやま団地 8 号館	15,500 円
ぜにやま団地 9 号館	16,200 円
ぜにやま団地 10 号館	16,200 円
ぜにやま団地 11 号館	16,200 円
ぜにやま団地 12 号館	17,700 円
ぜにやま団地 13 号館	22,500 円
ぜにやま団地 14 号館	22,700 円
ぜにやま団地 15 号館	24,600 円
ぜにやま団地 16 号館	25,600 円
ぜにやま団地 17 号館	28,700 円
ぜにやま団地 18 号館	28,700 円
ぜにやま団地 19 号館	27,500 円
垂水D住宅	9,100 円
藤方団地 1 号館	29,200 円
藤方団地 2 号館	30,600 円
藤方団地 3 号館	30,700 円
藤方団地 4 号館	29,600 円
城山アパート	11,300 円
西城山 1 号館アパート	15,300 円
西城山 2 号館アパート	15,300 円
西城山 3 号館アパート	15,700 円
西城山 4 号館アパート	15,700 円
西城山 5 号館アパート	15,500 円
西城山 6 号館アパート	15,500 円
小森団地 1 号館	46,200 円
小森団地 2 号館	42,700 円
高茶屋住宅	8,900 円
里ノ上A住宅	8,400 円
里ノ上B住宅	8,500 円
雲出 1 号館 1	72,500 円
雲出 1 号館 2	68,000 円
雲出 1 号館 3	67,400 円
雲出 1 号館 4	67,400 円

雲出1号館 5	69,800 円
雲出2号館 1	75,000 円
雲出2号館 2	70,100 円
雲出2号館 3	69,400 円
雲出2号館 4	70,100 円
雲出2号館 5	69,400 円
雲出2号館 6	71,900 円
雲出2号館 7	75,000 円
野村団地	10,900 円
野村東団地	10,300 円
相川団地	12,400 円
森団地 1	8,300 円
森団地 2	8,700 円
森団地 3	12,000 円
森団地 4	12,300 円
森団地 5	8,700 円
森団地 6	15,100 円
森団地 7	13,500 円
森団地 8	15,100 円
中町団地A	27,200 円
中町団地B	29,400 円
相川西団地A	29,000 円
相川西団地B	37,000 円
明神団地	37,000 円
北口団地A	37,500 円
北口団地B	40,600 円
桃里団地A	44,800 円
桃里団地B	52,200 円
桃里団地C	46,200 円
桃里団地D 1	107,700 円
桃里団地D 2	88,700 円
桃里団地D 3	88,800 円
桃里団地D 4	106,600 円

中別保住宅	9,400 円
青木団地 1	16,800 円
青木団地 2	18,300 円
藤ヶ丘団地 1	29,200 円
藤ヶ丘団地 2	29,800 円
殿町住宅	38,600 円
新横山住宅	39,000 円
美里第1住宅A棟	34,600 円
美里第1住宅B棟	34,600 円
美里第2住宅1号館	18,100 円
美里第2住宅2号館	18,100 円
片野団地A棟	37,500 円
片野団地B棟	37,500 円
新沢田団地	17,000 円
奥津団地	5,500 円
下之川団地	5,200 円

津市告示第21号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成27年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○ ○ ○
生年月日 ○○○○○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成27年1月20日

津市告示第 22 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
乙部地内	1	平成 27 年 1 月 16 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 1 月 19 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 1 月 20 日
桜橋地内	1	平成 27 年 1 月 20 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 1 月 21 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 27 年 1 月 22 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 27 年 1 月 23 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 27 年 1 月 26 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 1 月 27 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 27 年 1 月 27 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 1 月 29 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 23 号

平成 27 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 27 年 2 月 12 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 専決処分の承認について
- (2) 専決処分の承認について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 津市営浄化槽事業基金条例の制定について
- (8) 津市特別会計条例の一部の改正について
- (9) 工事請負契約について
- (10) 工事請負契約について
- (11) 工事請負契約について
- (12) 工事請負契約について

津市告示第24号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成27年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2141153	平成26年10月1日	平成27年1月2日
5139600	平成26年10月1日	平成27年1月16日

津市告示第 25 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 27 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本、充当通知書

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第10号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成27年2月2日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成27年1月28日
- 2 抑留期間 平成27年2月4日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市南ヶ丘	雑種	茶	雄	中型	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成27年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
法第42条第1項第5号
- 2 指定の年月日
平成27年2月4日
- 3 指定道路の位置
津市白塚町字石神4319番4
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 34.09m
幅員 4.00m

津市公告第12号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年2月9日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427020934

公 告 日	平成27年2月9日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成26年度農基災補第68号 柁頭首工ゲート設備災害復旧工事			
工 事 場 所	津市 稲葉町	地内		
工 事 概 要	ゴム引布製起伏ゲート 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	なし		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注されたゴム引布製起伏堰ゲート設備の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成24年10月1日~平成25年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成27年2月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成27年2月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成27年2月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年3月4日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	59,365,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p> <p>・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。(※設計図書特記仕様書参照のこと)</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

427020935

公告日	平成27年2月9日	工事担当課	農業基盤整備課	
工事名	平成26年度農基災補第77号 下稲葉頭首工ゲート設備災害復旧工事			
工事場所	津市 稲葉町	地内		
工事概要	ゴム引布製起伏ゲート 一式 護床ブロック 85個			
工期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	なし		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注されたゴム引布製起伏堰ゲート設備の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成24年10月1日~平成25年9月30日)			
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に関する質問	提出期限	平成27年2月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成27年2月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成27年2月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成27年3月4日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	74,459,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p> <p>・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。(※設計図書特記仕様書参照のこと)</p>			

津市公告第13号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第14号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成27年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成27年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定にかかる道路の種類

法第42条第1項第5号

2 指定の年月日

平成27年2月12日

3 指定道路の位置

津市久居元町字中藪2259番7、2259番9、2260番6、
2260番7の一部、2260番8の一部及び赤道の一部

4 指定道路の延長及び幅員

延長 31.40メートル

幅員 4.00メートルから6.00メートル

津市公告第16号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成27年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成27年2月8日
- 2 抑留期間 平成27年2月17日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市島崎町	雑種	こげ茶	雄	中型	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積を定めた告示（平成21年津市農業委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月3日

津市農業委員会会長 守山孝之

1 30アールと定めた地域の「芸濃町河内」の次に「、一志町波瀬」を加える。

附 則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

津市訓令第1号
津市水道事業管理規程第1号
津市教育委員会訓令第1号
津市選挙管理委員会告示第2号
津市農業委員会告示第2号
津市監査委員告示第2号
津市議会規程第1号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。